

依存症対策全国拠点機関設置運営事業 及び 依存症対策総合支援事業

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室

1. 依存症対策全国拠点機関設置運営事業
及び依存症対策総合支援事業

2. 今後の課題と展望

1. 依存症対策全国拠点機関設置運営事業
及び
依存症対策総合支援事業

両事業の概要について

依存対策全国拠点機関設置運営事業【国の補助事業10/10】

- 依存症対策(アルコール健康障害、薬物、ギャンブル等)について、依存症の専門医療機関や相談拠点機関の選定・強化、人材養成、情報提供など依存症に関する施策を総合的に支援するため、国が全国拠点機関を定めて実施する。
- 実施主体は(独)国立病院機構久里浜医療センターとする。また、薬物依存症対策は国立精神・神経医療研究センターと連携して実施する。
- 29年度予算額は60百万円

事業内容や取組み等について、相互事業の連携が重要

依存対策総合支援事業【地方自治体向け補助事業1/2、一部10/10】

- 依存症対策(アルコール健康障害、薬物、ギャンブル等)について、地域において依存症の専門医療機関や相談拠点機関の選定・強化、人材養成、情報提供など依存症に関する施策を総合的に実施するため、都道府県・指定都市を対象に国庫補助金(国1/2、地方1/2)により支援する。
- 実施主体は都道府県・指定都市。
- 29年度予算額は464百万円

依存症対策全国拠点機関設置運営事業①

(事業目的)

- 全国的に依存症の専門医療機関・専門医が不足しており、地域において適切な治療や支援が受けられない環境の改善。
- 地域での依存症の専門医療機関・専門医の偏在や質的な均衡、治療機会の拡大、医療従事者や関係者の資質向上。
- これらの課題を改善するため、国が(独)久里浜医療センターを全国拠点機関に定め、依存症対策全体の強化に向けたサポートを行う。

(事業内容)

(1) 指導者養成事業

都道府県等の依存症支援に際し指導的な役割を果たす人材を養成するための研修

① 依存症相談対応指導者養成研修

精神保健福祉センター等で相談支援に当たる職員を対象とした研修

② 依存症治療指導者養成研修

依存症専門医療機関等で治療に当たる医療従事者を対象とした専門性向上の研修

③ 地域生活支援指導者養成研修

都道府県等・市区町村で地域生活支援(障害福祉サービス、相談支援等)を行う者を対象とした研修

(2) 依存症回復施設職員研修

ダルク、マック等の依存症回復施設の職員を対象とした、対応力向上研修

依存症対策全国拠点機関設置運営事業②

(3) 全国会議

① 都道府県等依存症医療機関全国会議

依存症専門医療機関の医療従事者による、各地域の実情や課題、よかった点・悪かった点などの情報共有を目的とした会議

② 都道府県等依存症相談員等全国会議

精神保健福祉センター等の相談拠点の依存症相談員による、各地域の実情や課題、よかった点・悪かった点などの情報共有を目的とした会議

(4) 依存症に関する情報収集・情報提供等

依存症対策に資する研究等の情報収集、政策提言や事業の運営等

(5) 依存症に関する普及啓発・ポータルサイトの開設:

(独)久里浜医療センターのHP内に依存症関係の専用サイト(一般向け・医療従事者向け)の開設・運用

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定基準

(平成29年6月13日付障発0613第4号)

【依存症専門医療機関】

- 保険医療機関であること。
- 精神保健指定医及び日本精神神経学会認定の精神科専門医1名以上を有すること。
- 依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、依存症に特化した専門プログラムを有する外来診療を行っていること。
 - ① 全国拠点機関で実施する「依存症治療指導者養成研修」
 - ② 依存症対策総合支援事業(自治体向け補助金)で定める「依存症医療研修」
 - ③ アルコール健康障害について、重度アルコール依存症入院加算の算定対象となる研修
 - ④ 薬物依存症について、依存症集団療法の算定対象となる研修
- 依存症に関する研修のいずれか一つを修了した医師1名以上の配置
- 依存症に関する研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者のいずれか1名以上の配置
- 依存症の診療実績があり、定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること
- 依存症に関する相談機関、医療機関、民間団体、依存症回復支援機関と連携して取組め、継続的な連携が図られること。

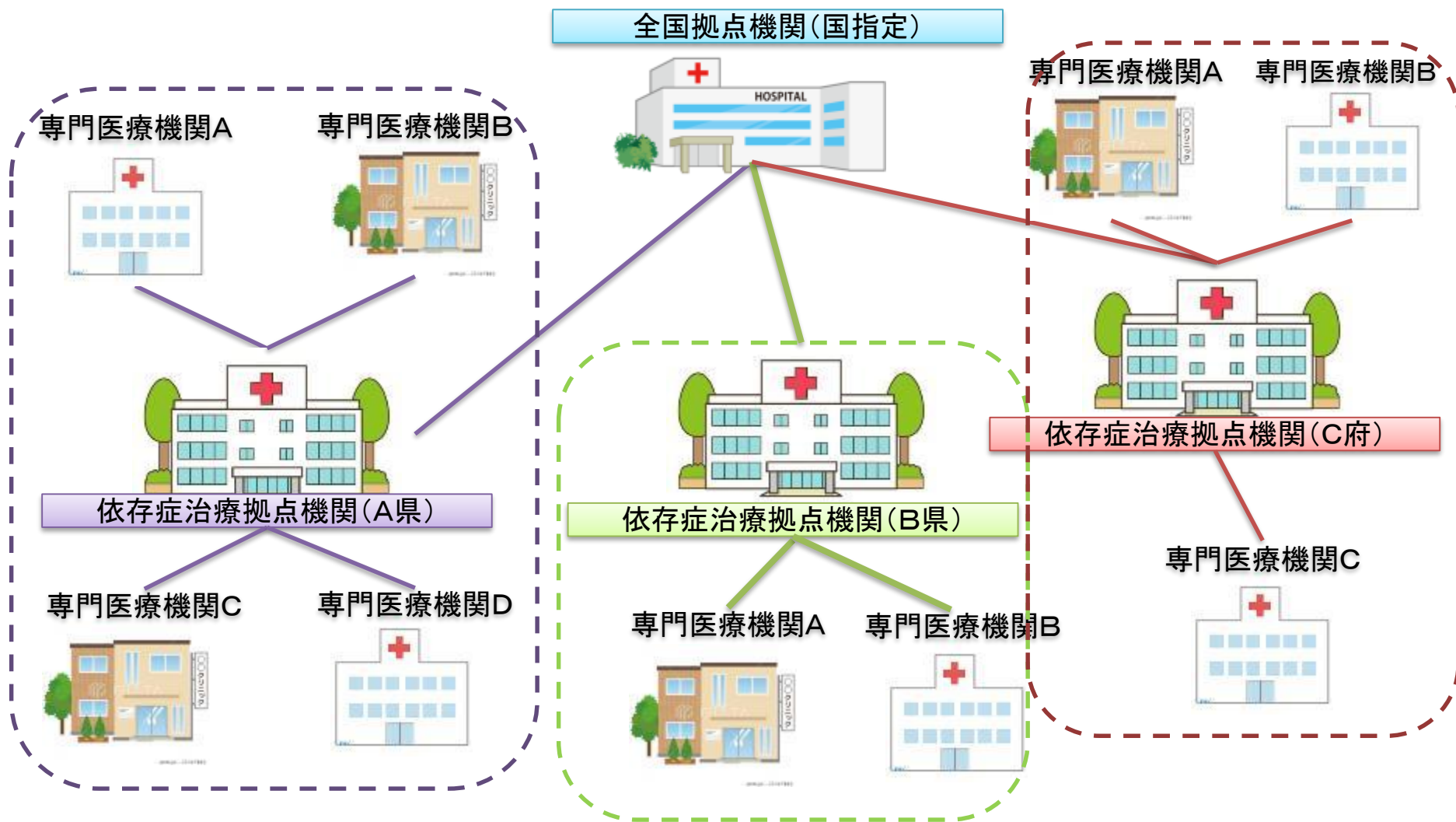
【依存症治療拠点機関】

- 保険医療機関であること。
- 精神保健指定医及び日本精神神経学会認定の精神科専門医1名以上を有すること。
- 依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、依存症に特化した専門プログラムを有する外来診療を行っていること。
 - ① 全国拠点機関で実施する「依存症治療指導者養成研修」
 - ② 依存症対策総合支援事業(自治体向け補助金)で定める「依存症医療研修」
 - ③ アルコール健康障害について、重度アルコール依存症入院加算の算定対象となる研修
 - ④ 薬物依存症について、依存症集団療法の算定対象となる研修
- 依存症に関する研修のいずれか一つを修了した医師1名以上の配置
- 依存症に関する研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者のいずれか1名以上の配置
- 依存症の診療実績があり、定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること
- 依存症に関する相談機関、医療機関、民間団体、依存症回復支援機関と連携して取組み、継続的な連携が図られること。

さらに、都道府県等内の連携拠点機関として、

- ① 活動実績をとりまとめ、全国拠点機関に報告する。
- ② 都道府県等内の依存症の情報発信を行う。
- ③ 都道府県等内で、医療機関を対象とした依存症の研修を行うこと。

依存症治療拠点機関及び依存症専門医療機関の配置イメージ



上記の形で専門医療機関の配置を進め、地域での医療提供体制を推進する。

依存症対策総合支援事業①

(事業目的)

- 都道府県・指定都市で依存症対策を推進するために実施される各種事業(研修、連絡会議、相談支援、普及啓発活動、治療プログラムの実施、家族支援)に要する経費を補助する。
- 本事業を通じて、地域での依存症体制の整備促進、地域連携や多職種連携、官民連携、依存症に関する新たな政策課題(再犯防止推進計画、ギャンブル等依存症基本法案成立後の施策)にも対応できるような体制の構築を目指す。

(事業内容)

(1) 依存症地域支援体制推進事業

地域での依存症支援体制構築のため、民間支援団体や医療機関等の関係機関により、以下の課題について検討会を開催

- ① 医療提供体制(専門医療機関の選定及び医療機関間の連携方法等の協議)
- ② 相談支援体制(相談拠点の設置及び関係機関との連携方法等の協議、相談窓口の設置)
- ③ 地域支援計画(依存症に関する地域支援計画の策定)

(2) 連携会議運営事業

依存症対策を包括的に推進するため、関係機関(行政・医療・福祉・司法)との連携に向けた課題の共有、共同事業等を検討する連携会議の開催及び運営

(3) 依存症専門相談支援事業

相談拠点において、相談者に対する適切な相談・指導等の相談支援業務の実施

依存症対策総合支援事業②

(4) 依存症支援者研修事業

地域での依存症支援を行う人材を養成することを目的に、依存症対策全国拠点機関の指導者養成研修を受講した者を活用した研修の実施

① 依存症相談対応研修

相談支援を行う者を対象とした研修

② 依存症医療研修

精神科医療機関(依存症専門医療機関以外も含む)等の医療従事者を対象とした研修

③ 地域生活支援研修

依存症患者・家族に対して地域で生活支援を行う者(市町村職員、福祉事務所職員、保護司、障害福祉サービス事業所職員等)を対象とした研修

(5) 普及啓発・情報提供事業

依存症の正しい知識や理解を進めるための普及啓発活動(小冊子の作成、市民向けフォーラムの開催等)

(6) 依存症の治療・回復支援事業

精神保健福祉センター等において、SMARPP等の集団治療回復プログラムの実施

(7) 依存症患者の家族支援事業

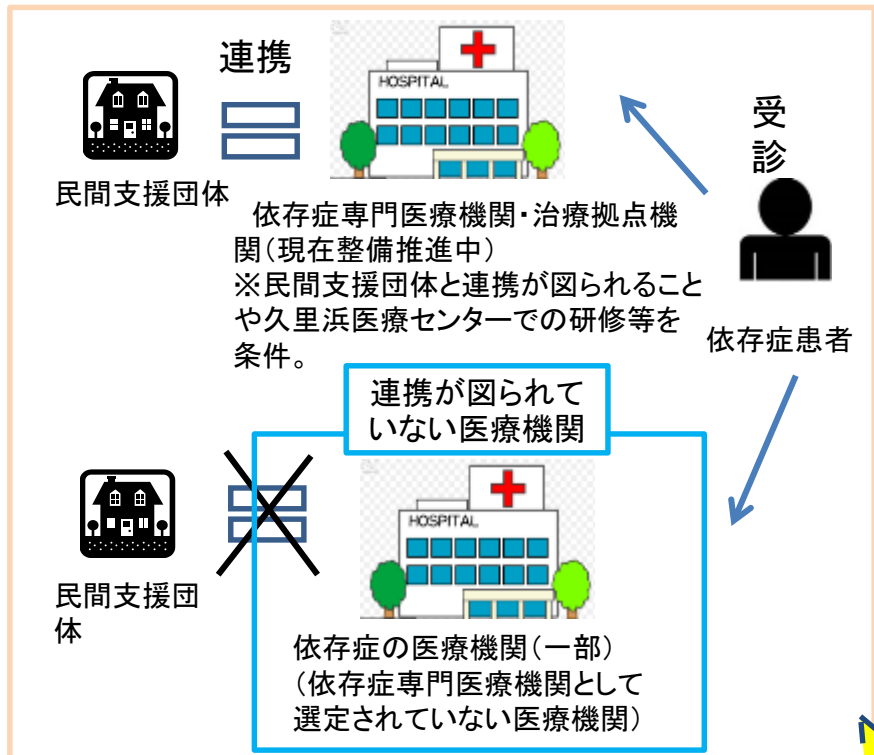
精神保健福祉センター等において、依存症患者の家族を対象とする心理教育プログラムや講習会の開催、個別相談支援の実施

受診後の患者支援に係るモデル事業案のイメージ

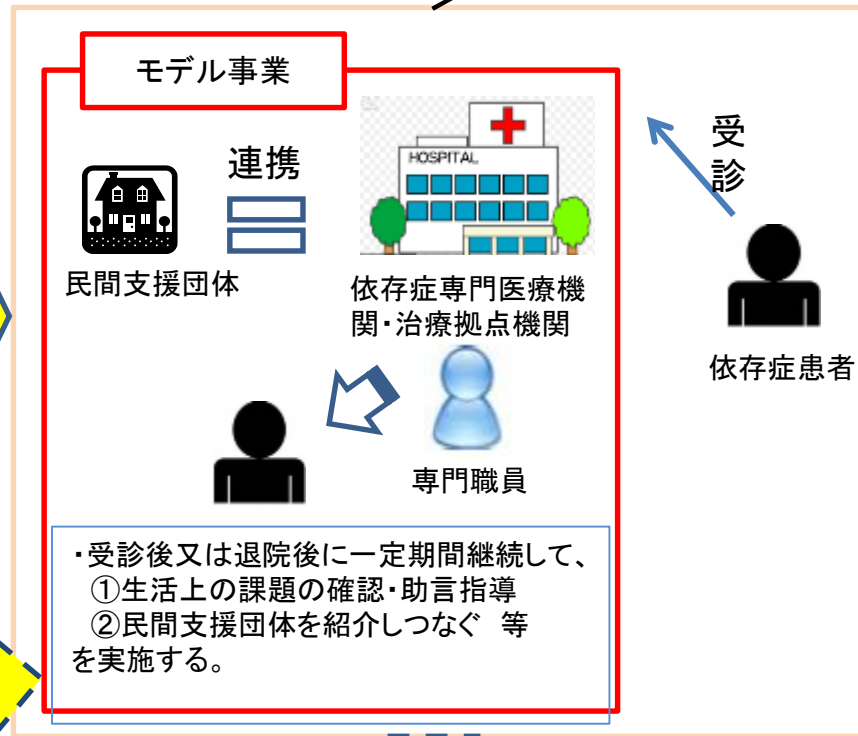
<現状と課題>

- 依存症は完治が難しいが、適切な治療や民間支援団体(自助グループ等を含む。)における継続的な支援が行われることなどにより、回復可能な疾患である一方で、民間支援団体と連携が図られている医療機関が十分でない。
- 医療機関にとって、依存症専門医療機関・治療拠点機関になるインセンティブが少ない。

<現状と課題>



<モデル事業による改善イメージ>



<期待される効果>

- 本診療の有効性に関するエビデンスを収集し診療報酬につなげることで、依存症専門医療機関となるインセンティブがより生まれ、専門医療機関の整備数の増や医療の質の向上が図られる。
- 依存症患者が民間支援団体につながることで、継続的な支援を受けることができる。

<目指していく方向性>

- モデル事業により、薬物の再使用率や再飲酒率の低下等の実績を重ねて診療報酬加算につなげる。
- 民間支援団体と連携する医療機関が増加し、継続的な支援が行われ、依存症から回復する者が増加する。

2. 今後の課題と展望

今後の課題と展望①

1. 課題

<短期的課題>

- 全都道府県・政令市の依存症治療拠点機関及び専門医療機関の選定
- 全都道府県・政令市の依存症相談機関の強化

<長期的課題>

- 全国の依存症治療拠点機関・専門医療機関の質的向上、地域偏在の均てん化
- 依存症専門医の質的・量的増加
- 依存症の診断・治療方法の確立
- 依存症の診断・治療に係る診療報酬の獲得

今後の課題と展望②

<政策的課題>

- 地域での課題（多職種との連携、地域でのサポート体制の構築など）について、医療・相談機関の対応策や貢献策。
- 薬物事犯・薬物依存症の新たな政策的流れ（刑の一部執行猶予制度、再犯防止推進計画等）について、医療・相談機関の対応策や貢献策。
- 今後、新たな需要や政策的な課題（ギャンブル等依存症基本法案成立後、依存症疾患の追加等）が入って来た場合、どのように対応していくか。

<その他課題>

- 自助グループ等民間支援団体との連携について、何が必要で効果的か。

今後の課題と展望③

2. 展望

- 依存症専門医療機関の増加に向けたインセンティブの検討
 - ・ 民間医療機関の選定増に向けた診療報酬加算
 - ・ 「依存症専門医療機関」に選定されるメリット
- モデル事業等を通じた医療と患者・支援団体との連携、医療コーディネーターの養成
- 依存症を診る医療従事者の確保
- 内科等他診療科との連携
- 学会等との連携

依存症者・家族は 様々な悩みを抱えてやって来る



1 機関だけで問題を解決することは不可能
ではどうすれば？

依存症者・患者を支えるためには 多くの機関による支援や連携が不可欠



ご静聴ありがとうございました

